

豊情個審答申第55号
令和元年(2019年)6月28日

豊中市長
長内 繁樹様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例の規定に基づく行政文書部分開示決定処分
について(答申)

平成30年10月16日付け諮問第45号により諮問を受けた豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果報告書【百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗】4 〇〇（〇〇の南側の一部を含む）の部分」に係る行政文書部分開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、平成30年8月1日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果報告書の内（百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗4番〇〇（〇〇の南側の一部を含む）」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成30年8月8日、本件開示請求に係る行政文書を「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果報告書【百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗】4 〇〇（〇〇の南側の一部を含む）の部分」（以下「本件行政文書」という。）と特定し、「開示請求のあった上記書類のうち、診断者の氏名及び資格番号等は個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため開示できません。

また、上記書類に押印された申請者や代理者の印影や、設計に係る平面図や断面図等の図書は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を明らかに害すると認められるため開示できません。

また、構造計算に係る構造伏図や軸組図等の図書は、公にすることにより設計者の競争上の地位が損なわれると認められるため開示できません。」との理由を付して、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年9月7日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、平成30年10月16日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 図面等は現に存在する建物のものであり、誰の正当な利益も害するものではないし、テナント、ビル利用者の生命又は財産を保護するためにも公にする必要がある。

また、現に存在する建物の図面であるから、国等の審議に影響しない。

そのため、不開示の理由は存在しない。

図面関係が開示されなければ、テナント、ビル利用者の安全に関する詳細な検討ができない。

- 2 弁明書によれば、審査庁は条例第7条第2号該当の理由として、①平面図や断面図は、当該法人に関する情報であって、バックヤード部分等が記載されており、防犯上の観点等から、公にすることにより、法人の正当な利益を明らかに害する。②弁明書別紙1に掲げる文書（構造詳細図、耐震診断評価報告書）は、公にすることにより、他の技術者に設計上の技術的ノウハウが知られることなどから、当該図書の作成者の法人の競争上の地位が損なわれる。の2点を挙げている。

①について、審査庁は防犯上の観点「等」と記載するが、本件処分の不開示理由の立証責任は処分庁にあり、具体的な理由が示されていない以上、「等」を根拠とすることはできず、あくまでも防犯上の観点のみを理由とすれば足りる。

また、防犯上の観点という指摘については、そもそも誰の防犯上の観点なのかその主体が明記されていない。また、どのような防犯上の問題なのかも具体的に説明がされていない。よって、弁明書の説明は極めて不十分であり、本件処分が適正であることの説明になっていない。

建物の防犯は、鍵の種類その他、センサーや感知器、通報機器により構成されるものであり、平面計画によって構成されるものではない。

建物所有者の防犯上の観点、具体的には建物利用者の安全という意味においては、建物の構造的安全性を維持し、適切に建物を維持管理し、警備員の配置等でトラブルを回避することで防犯上の問題が解消されるものであり、平面図や断面図を非公開とする根拠にはならない。

さらに、建物内への不審者の侵入防止という観点からすると、建物自体広く一般に開放されており、誰でも立ち入り可能であることから、平面図や断面図を非公開にしても侵入防止にはつながらない。

防犯の観点以外としては、平面図や断面図は法人の情報ではなく建物固有のもので所有者が変更されても継続的にそのまま利用される性質のもので何ら法人の不利益にはならない。

3 ②については、当該図書の作成者の法人の競争上の地位が損なわれるとの説明は、競争上の地位が何を意味するのか不明であり、非開示理由にならない。

建物の現所有者が市に提出している書類は、現所有者が作成したものではないため、現所有者にとって開示の不利益は一切ない。

また、別紙1の書類は、作成者から転々と譲渡されたうえで現所有者に帰属しているものであるから、技術的ノウハウも譲渡の過程で開示されており、作成者のノウハウが侵害されることはない。むしろ、開示されることにより検証が可能となり、テナントビル利用者の生命及び財産を保証することにつながるため、積極的に開示すべきである。

さらに、設計上の技術的ノウハウについては、平成が終わろうとしている今、昭和時代の建物にどのような技術的価値があるのかはなほ疑問である。仮にあるとしても文化遺産的若しくは芸術的価値であるが、当該建物は単なる古い商業施設に過ぎない。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書及び口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

1 以下の点から本件行政文書は条例第7条第2号に該当するため、不開示とした。

① 本件行政文書のうち、平面図や断面図は、当該法人に関する情報であって、バックヤード部分等が記載されており、防犯上の観点等から、公にすることにより、法人の正当な利益を明らかに害すると認められる。

② また、別紙1に掲げる図書は、公にすることにより、他の事業者に設計上の技術的ノウハウが知られることなどから、当該図書の作成者の法人の競争上の地位が損なわれると認められる。

2 防犯上の観点とは、建物所有者及びテナントのための防犯上の観点によるものであり、具体的には、不審者の侵入による盗難、放火等の犯罪を防止することを意図しているものである。

また、建物の防犯は鍵の種類その他、センサーや感知器、通報機器でのみ構成されるものではなく、平面図には、建物関係者以外は通常知り得ない電気室、宿直室、ロッカー室などのバックヤード部分が記載されており、この情報をもとに不審者の侵入や盗難といった犯罪が行われるリスクがある。

また、建物の構造的安全性や維持管理は、防犯には直接関係がない。バックヤード部分等の平面構成を外部に知られることは、不審者の侵入等の犯罪につながるため平面図などを不開示とする必要がある。

当該建物にはバックヤード部分等広く一般に開放されていない部分が存在している。バックヤード部分等の平面構成を不開示とすべき理由については前述のとおりである。

さらに、平面図や断面図は、建物の所有者が変更されれば、変更後の所有者の情報となる。

- 3 審査請求人は建物の現所有者が市に提出している書類は、現所有者が作成したものではないことをもって、現所有者にとって開示の不利益は一切ない旨主張するが、これらの書類は、現所有者が相応の対価を払い取得した書類であり、第三者に対して開示すれば、これらを手に入れた第三者はほとんど労力をかけずに活用することも可能と考えられるため、現所有者の不利益となる。

また、建物の譲渡により旧所有者から現所有者に設計図書が引き継がれたとしても、その内容を第三者に公にしたわけではなく設計図書を公開してよい理由にはならない。

さらに、審査請求人は開示することによって耐震診断の検証が可能となり、テナント、ビル利用者の生命及び財産を保護することにつながる旨主張するが、耐震診断結果報告書等の内容を検証し、建物の安全性を確保すべく必要な補修等を検討することは、建物所有者が自らの責任において実施すべきことであり、第三者が実施するものではない。なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第22条において、耐震診断に係る建築物の位置、用途、概要、点検結果といった公表すべき事項が規定されており、これらの事項は、市が適切に公表している。

また、建築物の建築に際して設計者は、建築物の機能性、意匠性、経済性等の様々な条件を考慮し、創意と工夫をこらして設計図面等を作成する。構造図は、設計者が意匠図をもとに建物用途や敷地条件、予算、工期などの種々の条件をもとに、建築基準関係規定に適合し、地震や風力などの振動及び衝撃に耐えうる耐震性能を確保した合理的な構造を考案し、まとめたものである。

このように、構造図その他の設計図書は、設計者がその知識と技能を駆使し、創意と工夫をこらして作成したものであり、そこに記録されている情報には設計者の技術的ノウハウが含まれていると考えられるものである。

設計者の技術的ノウハウは、審査請求人が主張するように特に先進的な建物の場合のみに認められるものではなく、一般的な建物においても、設計者が個々の建築物に応じて自らのノウハウを駆使して設計しているのであるから、尊重されるべきものである。

そのため、構造図は、開示すると他の事業者等に設計上の技術的ノウハウが知られることとなり、設計者である法人の事業活動が損なわれるとともに、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とすべき情報である。

また耐震診断結果報告書についても、上記構造図等をもとに、耐震診断を行った建築士である設計者が現況を調査し、自らの知見をもとに診断を行った図書であるから、そこに記録されている情報には設計者の技術的ノウハウが含まれており、上記と同様に不開示とすべき情報である。

第六 審査会の判断

1 本件行政文書について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）附則第3条第1項は、「要緊急安全確認大規模建築物の所有者は当該要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告しなければならない。（抜粋）」と規定している。本件行政文書は、この規定に基づき、建物所有者が建築物の耐震診断の結果について、平成28年1月14日に当市に報告した文書である。

2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第2号では、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を不開示情報から除外している。

3 本件審査請求に係る条例第7条第2号該当性の判断

実施機関の主張の要旨は、本件不開示部分の内容が条例第7条第2号に該当するため当該部分を不開示としたというものである。そこでまずは、条例第7条第2号本文の該当性について検討する。

条例第7条第2号は、上述のとおり法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のそれぞれの不開示情報としての要件を定めた規定である。この規定は、生産技術上または営業上のノウハウ等の公正な競争の原理を侵害すると認められる情報については不開示とすることがその趣旨である。また、これに加え、事業を営む者に対する名誉侵害等必ずしも競争の概念でとらえられない利益についても保護することをその趣旨とする。

（1）第五の1①及び2の主張について

実施機関は、本件不開示部分について、防犯上の観点等から、公にすることにより、法人の正当な利益を明らかに害すると認められると主張する。防犯上の観点とは、具

体的には、不審者の侵入による盗難、放火等の犯罪の防止を意図するものである。実施機関がこのように考える理由は、平面図には、建物関係者以外は通常知り得ない電気室、宿直室、ロッカー室などのバックヤード部分が記載されており、この情報をもとに不審者の侵入や盗難といった犯罪が行われるリスクがあるためと説明する。

この点、本件不開示部分を開示すると、各部屋に通じる通路等が明らかとなるので、部外者の不法侵入など犯罪を誘発するおそれがあると認められる。よって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当する。

(2) 第五の1②及び3の主張について

実施機関は、本件不開示部分については、公にすることにより、他の事業者に設計上の技術的ノウハウが知られることなどから、当該図書の作成者の法人の競争上の地位が損なわれる旨主張する。この理由として、実施機関は、構造図その他の設計図書は、設計者がその知識と技能を駆使し、創意と工夫をこらして作成したものであり、そこに記録されている情報には設計者の技術的ノウハウが含まれていると考えられ、特に先進的な建物の場合のみに認められるものではなく、一般的な建物においても、設計者が個々の建築物に応じて自らのノウハウを駆使して設計しているのであるから、尊重されるべきものであると説明する。

この点、本件不開示部分を開示すると、当該設計図を作成した法人のアイデアやノウハウが明らかとなるので、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当する。

4 本件審査請求に係る条例第7条第2号ただし書該当性の判断

次に、条例第7条第2号ただし書該当性について検討する。同号ただし書は上述のとおり、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を不開示情報から除外するというものである。

審査請求人は、開示によって、テナント、ビル利用者の生命及び財産を保護することにつながる旨主張する。これに対して実施機関は、耐震診断結果報告書等の内容を検証し、建物の安全性を確保すべく必要な補修等を検討することは、建物所有者が自らの責任において実施すべきことであり、第三者が実施するものではないと主張する。

この点、テナント、ビル利用者の生命及び財産を保護するために建物の安全性を確保すべく必要な補修等を検討・実行することは、建物所有者自身が行うべきことであり、本件行政文書の開示と関連するものではない。よって本件審査請求に係るこれらの情報は条例第7条第2号ただし書に該当するとは認められない。

5 結論

以上のとおり本件不開示部分は条例第7条第2号に該当し、同号ただし書に該当するものではないので、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和元年（2019年）6月28日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 塩 野 隆 史